**公衆浴場業営業許可申請の提出から営業開始までの流れ**

大阪府

●申請後、府環境衛生課による許可にかかる立入検査を受け、知事の許可書の交付を受けた後から、営業を開始することができます。

●許可書の交付までには、関係機関への意見聴取が必要な場合がある他、書類審査や立入検査、保健所⇔府環境衛生課間の経由事務等、一定期間が必要です。営業開始までに余裕をもって申請をお願いします。

●事業概要や施設図面、契約概要等を持参し、施設基準に合致するか否か等について、事前に保健所へ相談されることをお勧めします。（事前相談は随時受付けています。不明な点は最寄りの保健所へお問い合わせください。）

他法令関係機関との調整をお願いします。

1. 都市計画法
2. 消防法
3. 建築基準法

問い合わせは、担当部局へ

(市役所、消防署、大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課 確認・検査G等)

【申請場所】【構造設備】について、契約概要、図面等を持参のうえ、事前に管轄の保健所へご相談ください。

一般公衆浴場の場合は、既設の一般公衆浴場との距離制限があります。

事前相談

提出書類および施設が、

基準に適合していることを確認したのち許可します。

（大阪府知事の許可が、

おりるまでは営業をすることができません）

許可

保健所及び府環境衛生課において、書類審査等を行った後、施設検査の日程調整を行います。

書類検査

許可申請に必要な書類を提出してください。

(正本1部、写し2部。うち写し1部は窓口で返却します)

申請の手続き

施設が完成した後、府環境衛生課と保健所の職員が設備基準に適合しているかどうか等について検査します。

施設検査